

各位

会社名 株式会社フロンティア  
 (コード番号 4250 TOKYO PRO Market)  
 代表者名 代表取締役社長 山田 紀之  
 問合せ先 執行役員管理部長 柳野 敦  
 T E L 092-791-8688  
 U R L <http://all-frontier.com/>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年2月26日開催予定の第17期定時株主総会に、「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の変更理由

当社は、事業譲渡などにより事業を廃止している事業や、今後事業をする予定の無い事業を目的から削除するとともに、全般的な語句の統一と表現の訂正をおこなうものです。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)            第1条 <u>当</u>会社は、株式会社フロンティアと称し、英文ではFrontier Inc. と表示する。</p> <p>(目的)            第2条 <u>当</u>会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>自動車の販売、買取、輸出入、賃貸及びリース</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)            第1条 <u>当</u>社は、株式会社フロンティアと称し、英文ではFrontier Inc. と表示する。</p> <p>(目的)            第2条 <u>当</u>社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><b>【削除】</b></p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>自動車の板金、塗装、修理及び整備</u></p> <p>3. <u>自動車の部品、付属品、工具、その他日用雑貨品の製造、販売、取付及び輸出入</u></p> <p>4. <u>前号に掲げる業務のOEM、ODM等の開発、設計、製造受託</u></p> <p>5. <u>自動車の販売活動、整備に関する人材育成のための教育、研修およびコンサルタント</u></p> <p>6. <u>インターネットのホームページの企画立案、製作</u></p> <p>7. <u>物流コンサルティング業</u></p> <p>8. <u>倉庫業</u></p> <p>9. <u>倉庫荷扱業</u></p> <p>10. <u>荷造業</u></p> <p>11. <u>貨物発送代行業</u></p> <p>12. <u>電子機器部品および電気機械器具の販売、輸出入</u></p> <p>13. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 <u>当会社</u>は、本店を福岡市に置く。 (機関構成) 第4条 <u>当会社</u>は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略) (公告方法) 第5条 <u>当会社</u>の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって<u>電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p><b>【削除】</b></p> <p>1. <u>自動車の部品、付属品、工具、その他日用雑貨品の製造、販売、取付及び輸出入</u></p> <p>2. <u>前号に掲げる業務のOEM、ODM等の開発、設計、製造受託</u></p> <p><b>【削除】</b></p> <p>3. <u>インターネットのホームページの企画立案、製作</u></p> <p>4. <u>物流コンサルティング業</u></p> <p>5. <u>倉庫業</u></p> <p>6. <u>倉庫荷扱業</u></p> <p>7. <u>荷造業</u></p> <p>8. <u>貨物発送代行業</u></p> <p>9. <u>電子機器部品及び電気機械器具の販売、輸出入</u></p> <p>10. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 <u>当社</u>は、本店を福岡市に置く。 (機関構成) 第4条 <u>当社</u>は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (公告方法) 第5条 <u>当社</u>の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって<u>電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 <u>当会社</u>の発行可能株式総数は、2,520,000株とする。 (単元株式数) 第7条 <u>当会社</u>の単元株式数は100株とする。  (単元未満株式についての権利)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 <u>当社</u>の発行可能株式総数は、2,520,000株とする。 (単元株式数) 第7条 <u>当社</u>の単元株式数は100株とする。  (単元未満株式についての権利)</p>

現行定款	変更案
<p>第8条 <u>当会社</u>の株式はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>および</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第9条 <u>当会社</u>は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 <u>当会社</u>は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 <u>当会社</u>の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>備置きその他の<u>株主名簿</u><u>および</u>新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当会社</u>においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当会社</u>の株式に関する取扱い<u>および</u>手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第8条 <u>当社</u>の株式はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第9条 <u>当社</u>は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 <u>当社</u>は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 <u>当社</u>の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>備置きその他の<u>株主名簿</u><u>及び</u>新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社</u>においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当社</u>の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>当会社</u>の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当会社</u>の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>(招集権者<u>および</u>議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当会社</u>は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができ</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>当社</u>の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社</u>の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>(招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社</u>は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>当会社</u>の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主<u>または</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当会社</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>当社</u>の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当社</u>に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 <u>当会社</u>の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>または</u>増員により選任された取締役の任期は、前任者<u>または</u>他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者<u>および</u>議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および</u>各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。</p> <p>2 取締役<u>および</u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当会社</u>は、<u>会社法370条</u>の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として<u>当会社</u>から受ける財産上の利</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 <u>当社</u>の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>又は</u>増員により選任された取締役の任期は、前任者<u>又は</u>他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び</u>各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。</p> <p>2 取締役<u>及び</u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社</u>は、<u>会社法第370条</u>の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として<u>当社</u>から受ける財産上の利益</p>

現行定款	変更案
<p>益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条 <u>当会社</u>は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当会社</u>は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である<u>もの</u>を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する<u>範囲</u>とする。</p>	<p>（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条 <u>当社</u>は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当社</u>は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である<u>者</u>を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する<u>額</u>とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（員数）</p> <p>第28条 <u>当会社</u>の監査役は、3名以内とする。</p> <p>第29条～第35条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条 <u>当会社</u>は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった<u>もの</u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当会社</u>は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>責任限度額</u>は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（員数）</p> <p>第28条 <u>当社</u>の監査役は、3名以内とする。</p> <p>第29条～第35条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第36条 <u>当社</u>は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった<u>者</u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当社</u>は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>責任の限度額</u>は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>（事業年度）</p> <p>第37条 <u>当会社</u>の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第38条 <u>当会社</u>の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第39条 <u>当会社</u>は、取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>（配当金の除斥期間）</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払</p>	<p>第6章 計算</p> <p>（事業年度）</p> <p>第37条 <u>当社</u>の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第38条 <u>当社</u>の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第39条 <u>当社</u>は、取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>（配当金の除斥期間）</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支</p>

現行定款	変更案
開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、 <u>当会社</u> はその支払義務を免れる。	払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、 <u>当社</u> はその支払義務を免れる。

### 3. 変更予定

定款変更のための株主総会開催日 2021年2月26日

定款変更の効力発生日 2021年2月26日

以上